

H30 観光客の利便性・満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）

本県を訪れる外国人観光客の増加等を受け、観光客の方々に快適に過ごしていただくための受入環境の整備の一環として、観光施設等のトイレの洋式化を推進するため、その整備に要する経費の一部を補助する。

当協会としては、事業者に対し、より一層トイレの洋式化を促進するため、国の補助と併用できるものとする。

- 1 対象事業 訪日外国人旅行者が自由に利用できる観光施設等の無料の公衆トイレ
- 2 対象事業者 地方公共団体、民間事業者及び協議会等
- 3 対象範囲
「観光スポット」(※)の内、周囲、アクセス経路
(※) 訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等を言う。
- 4 補助率 1/3 ただし、1施設20万円を上限とする。
- 5 対象経費
〈基本整備項目〉
 - ① 和式便器の洋式化
 - ② 洋式便器の増設
 - ③ 洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座は必須）
 - ④ 洋式便器の新設（建替、増築、新築時）
 〈追加整備項目（基本整備項目実施の場合に限る。）〉
 - ① 温水洗浄便座の設置
 - ② ハンドドライヤーの設置
 - ③ 洗面器の設置・交換・自動水栓化
 - ④ 多言語またはピクトサイン等による案内標識 等

【補助イメージ】

国の補助を併用する場合



← 公費補助 →

協会のみ補助の場合



← 公費補助 →